

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会役員及び評議員の 給与及び費用弁償に関する規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）における次に掲げる役員及び評議員（以下「役員等」という。）の給与及び費用弁償について定めることを目的とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常務理事
- (4) 理事（会長、副会長及び常務理事を除く。）
- (5) 監事
- (6) 評議員

(会長及び副会長の給与)

第2条 会長及び副会長（本会定款第18条第3項に定める副会長（以下「常勤副会長」という。）を除く。（以下「会長等」という。))の受ける給与は年額報酬とする。

2 前項の年額報酬の額は、別表第1に掲げる額とする。

(常勤副会長及び常務理事の給与)

第3条 常勤副会長及び常務理事の受ける給与は、月額報酬、通勤手当及び期末手当とする。

2 前項の月額報酬の額は、別表第2に掲げる額とし、通勤手当に関しては、職員の例による。

3 第1項の期末手当の額は、月額報酬に、茨城県の特別職に係る期末手当の支給月数を乗じて得る額とする。

4 給与の支給方法及び支給期日については、職員の例による。

(会長等の費用弁償)

第4条 会長等が、その職務を遂行するため旅行したときは、費用弁償として交通費実費、日額報酬及び宿泊料を支給する。

(常勤副会長及び常務理事の費用弁償)

第5条 常勤副会長及び常務理事が、その職務を遂行するため旅行したときは、職員の旅費に関する規程の例により交通実費等を費用弁償として支給する。

(その他の役員等の費用弁償)

第6条 第1条第4号、第5号及び第6号に定める役員等が、招集に応じ旅行したと

きは、費用弁償として交通費実費、日額報酬及び宿泊料を支給する。

(日額報酬及び宿泊料)

第7条 この規程に基づき支給する日額報酬及び宿泊料の額は、別表第3の表による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年に開催される定時評議会での議決の日をもって施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会役員及び評議員の給与及び費用弁償に関する規程(昭和62年4月)は、廃止する。

別表第1 (会長等の報酬)

職 名	年 額 報 酬
会 長	100,000円
副会長 (常勤副会長を除く。)	50,000円

別表第2 (常勤副会長及び常務理事の報酬)

職 名	月 額 報 酬
常勤 副会長及び常務理事	茨城県の定める出資法人指導実施要領の別表第2において、専務理事に適用される給料月額を上限として、会長が別に定める額

別表第3 (日額報酬及び宿泊料)

職 名	日 額 報 酬	宿 泊 料 (一夜につき)	
		甲	乙
会 長 副 会 長 理 事 監 事	2,600円	10,900円	9,800円
評 議 員	2,200円	10,900円	9,800円

備 考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪府、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち、茨城県人事委員会規則で定める地域その他これらに準ずる地域で茨城県人事委員会規則で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。